

子ども虐待事例における一時保護は、子どもの安全確保を最優先として児童相談所長の判断によって実施される。緊急度が高く、虐待の程度も重いと判断されるケース以外は、まずは一時保護の際に保護者の同意を得るよう努めることが必要であるが、それにより安全確保の時機を失すことがあつてはならない。

子どもの安全に関する判断は、ケース対応の第一歩であり、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの福祉にとって明らかに見過ごせないと判断されるときは、一時保護を行すべきである。また、緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシートなど客観的指標を活用して評価し、会議において組織として決定することが必要である。一時保護期間は原則2か月を超えてはならないとされており、その期間内で援助の次の段階に進めることが望ましい。

1. 一時保護の目的

- ① 子どもの安全と生活の場を確保する。
- ② 子どもの安全を確保した上で、子どもの行動観察、発達や心理状態の把握、家庭に関する調査等により、虐待のメカニズムの解明や子どもへの影響を把握し、今後の援助方針の手がかりとする。
- ③ 子どもの気持ちを聴き取りながら、密接な関わりによるケアを行う。
- ④ 保護者との関係調整及び保護者の成育歴を始めとした家族に関する情報を得る。

2. 一時保護の留意点

一時保護は児童福祉法第33条により、児童相談所長が必要と認めるときは保護者の同意がなくとも職権により一時保護ができるという非常に強力な行政権限であることを認識し、子どもを虐待から守る手段として有効に、かつ適切に行使する。

職権による一時保護に限らず一時保護の際には、保護者が児童相談所の決定に不服がある場合は行政不服審査法に基づき不服申立をすることができる、一時保護中の児童相談所長の権限、及び一時保護期間が2か月を超える場合の手続き（**重要！**欄 参照）を説明する。また、一時保護の開始や終了については保護者に一時保護通知書を速やかに渡すとともに、市町村等関係機関にも必要に応じて連絡する。

重要！ 2か月を超える一時保護について

- 一時保護は原則、2か月を超えないこととされているが、児童相談所長が必要があると認める場合には引き続き一時保護を行うことができるとされている（児童福祉法第33条第3項及び第4項）
- 2か月を超えて一時保護を継続することが親権者又は未成年後見人（以下、「親権者等」という。）の意に反する場合には、児童相談所長が家庭裁判所に承認審判を申し立て、承認を得る必要がある（児童福祉法第33条第5項）。また、引き続き一時保護を行った後、2か月を経過するごとに、同様に申し立てを行い裁判所の承認を得る必要がある。
- 裁判所への申し立て手続きに要する時間等を勘案し、遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認するように努めること。

3. 一時保護の決定

緊急性アセスメントシートやリスクアセスメントシートの結果を参考にしながら、

- ① 子どもの生命に危険が予想されるほどの虐待を受けている
 - ② 乳幼児で虐待を受けている
 - ③ 性的虐待を受けている
 - ④ 保護者が同意せず必要な医療行為ができないため、生命・身体の危険があるなど、子どもを早急に一時保護する必要があると児童相談所が判断した場合で、
 - ⑤ 在宅援助を行っているが長期にわたって虐待の改善が見られない
 - ⑥ 周囲の援助を拒否して子どもの安全が図れない
- などは、会議で必要性を検討の上、一時保護を決定する。

児童相談所においては、児童の一時保護を決定する際、一時保護をする理由や目的を明確にし、保護者や関係機関とも、その理由や目的を共有しておく。一時保護は他機関（警察、市町村等）の要請がきっかけであったとしても、その決定は児童相談所が行ったものであり、一時保護実施の場面では、児童相談所が主体性を発揮しながら、関係機関と連携することが大切である。また、関係機関としても、児童相談所の支援に資する情報を積極的に収集・提供したり、児童相談所とは異なる役割をもって保護者と関わるなど、児童相談所の活動を側面から支援することが望ましい。

(1) 一時保護の実施

一時保護を実施する際は、児童相談所は保護者に一時保護の理由、目的を説明し、同意を得るよう努めるが、同意が得られなかった場合は児童相談所長の職権による一時保護をする。ケースによっては、先に一時保護をしてから保護者に同意を求めるほうが望ましい場合もあることに留意する。

保護者の同意のない職権による一時保護は、子どもの安全確保には非常に有効ではあるが、非常に強力な行政権限であるという認識を踏まえて適切に運用する。強力な権限であるがゆえに保護者の強い反発を招くことは避けられず、実施する際には、対応する職員の態勢や関係機関との調整、子どもを保護する場所やタイミングなどについて綿密な検討を行っておくことが必要である。

また、一時保護は行政手続法にいう不利益処分であることから、同意の有無にかかわらず、一時保護の理由、目的とともに、不服申立ができることを保護者に十分に説明する。一時保護に関する情報の告知は、児童相談所から保護者に対して行う。一時保護は児童相談所が主体的に判断して決定するものであり、関係機関の要請によって、あるいは子ども本人の意向によって一時保護したかのような伝え方は避ける。一時保護した旨を児童相談所に代わって他の機関から保護者に告知させることも避ける。一時保護決定通知書の記載においても、同様に留意する。

なお、一時保護は児童相談所の権限に基づいて行うため、一時保護をした児童の移送をする際には、原則として児童相談所が行うこととする。

(2) 虐待の告知

虐待の告知とは、保護者の行為が虐待や不適切な関わりであり、子どもに悪影響を与えるものであることを明確に伝えることである。これは保護者を責める目的で行うのではなく、子どもへの態

度変容のために、保護者への支援の契機となりうることを意識して行う。

児童相談所等は、保護者に虐待を告知する際には、子どもの安全を第一とする。通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えるとともに、通告者と虐待を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め、秘匿等に十分配慮して対応する。また、虐待の事実ないしはその疑いを保護者に伝える際、できる限り子どもの言った言葉をそのままでは保護者に伝えないように留意し、児童相談所が子どもについて何を心配しているのかに中心を置いて伝えるようにする。

ア 虐待の告知の必要性

保護者が虐待と認識していない場合、たとえ「しつけ」のためでも暴力を振るうことは虐待にあたることを説明することが必要である。

児童相談所が虐待の告知をせず、子どもの問題（非行、障害など）等を理由として関わると、保護者は自分自身の問題として認識せず、虐待環境の改善が図られないことがある。児童相談所が子どもの最善の利益を図る上で、虐待と判断した理由を説明し、保護者に虐待の認識を促すことが必要である。

虐待の告知を曖昧なままに親子分離を行った場合は、保護者の引取り要求への対応に苦慮することとなるので、児童相談所が虐待と認識していることを明確に伝える。虐待の告知とともに「これから親子にとってどうしていくことがいいのか、保護者の考えも聴かせていただきながら一緒に考えていきたい」という児童相談所の姿勢を伝える。

イ 保育所や学校からの一時保護

保育所や学校など子どもが所属する集団生活の場所から職権による一時保護をする場合は、子ども自身にもその目的、理由、今後の見通しなどを丁寧に説明する。通告の情報元は秘匿しなければならない。ただし、通告元となることの多い学校や保育所等の機関に対しては、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、通告をした機関が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する。話をする場所や、出口までの経路、立ち会う教職員などについて適切な方法をあらかじめ決めておく。保護者にも、一時保護する目的、理由、今後の見通しを説明することが必要である。伝える場所については家庭がいいか、保育所や学校がいいか、そのケースの展開により検討する。

事前に保育所又は学校、市町村及び児童相談所がよく協議して相互の了解のもと家族と関わることが重要である。

ウ 在宅援助をしていた場合

児童相談所で在宅援助を継続していたケースで一時保護をする場合、虐待の告知や一時保護の必要性に関する説明については、家族のケースワークを担当している者ではなく、ほかの職員が組織の判断として伝えるなどの対応が望ましい。一方で、担当者が保護者のつらさに寄り添いながら伝えるほうが自然であることも多いので、いずれの方法にするかは保護者との関係性によって判断する。

(3) 一時保護の通知

一時保護の開始を決定したときは、速やかに、一時保護の開始期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。ただし、保護者に対して子どもの居所を明らかにすると子どもの保護に支障がある場合は、子どもの居所を明らかにしないことができる。

一時保護の理由は、①一時保護をした処分要件(根拠規定・関係法令の解釈及び国の通知等から導かれる要件)、②認定事実(①の処分要件に該当する、一時保護の原因となる事実)、③適用関係(①の処分要件に、②の認定事実をあてはめた適用関係)について留意して記載することが必要である。

なお、父母が共同親権者の場合は、両親宛てに通知することが原則である。しかし、DV 被害により配偶者等から避難している親子の子どもを保護した場合には、通知によって被害者の所在が特定されないよう、十分な配慮が必要である。

重要！ 行政不服審査

- 児童相談所は、子どもの安全を守るために、職権一時保護等、保護者の権利利益を侵害する可能性のある極めて強力な行政権限を行使することができる。行政権限の行使に対し、対象となる保護者等が法律上の利益を損なわれたとする場合には、「行政不服審査法」に基づき、不服申立をすることができる。
- 児童相談所は、自らが有する行政権限を適正に行使し、対応の妥当性について説明するとともに、不服申立の手続きについても十分に説明する。
- 申し立ての対象は「処分」であり、その「処分」には、公権力の行使にあたる事実上の行為で、内容が継続的性質を有するものが含まれる。立入調査のような即時完結的な行為は、不服申立をしても実益に乏しく、対象とはならない。

4. 一時保護所入所時の対応

一時保護所で生活を始める子どもには、安心して、目的を持って生活できるようオリエンテーションし、子どもの健康・身体状況を把握しておく。

(1) 子どもの健康、身体状況の把握

入所時は、下記の子どもの健康・身体状況を把握しておくことが必要である。

- ① 被虐待児に対しては、外傷、栄養状態等の身体状況を正確に把握するとともに、顔や手足だけでなく、衣服で隠れた部分の観察も必要である。あらたまつた場面での観察に緊張する子どもには、着替え、入浴、身体検査等の場面を利用して確認する。
- ② 外傷があるときには写真を撮っておく。（法的対応の際の資料となる）
- ③ 外傷及び発熱や、身体に痛みを訴える場合には、応急処置をした後に、病院を受診させる。
- ④ 性的虐待を受けた（疑いを含む）子どもには、その必要性を十分に説明の上、被害確認面接を実施した後に、産婦人科（男児であれば小児科にその旨説明して）を受診させる。（③、④は、必要な場合は治療を受け、診断書・意見書を取る。）
- ⑤ 食物アレルギーがある場合も考えられることから、健康や身体の情報と共に、アレルギーについても調査し、適切な対応をとる。

(2) 子どもの安心感の確保

一時保護をした際には、職員から子どもに、児童相談所が保護した理由及び今後の目安、児童相談所長が保護者に代わり対応できる事柄等について理解しやすい表現で伝えることが必要である。保護された子どもは、「悪いのは自分だから仕方がない。」という思い込み、「家を出ることで親から見捨てられるのではないか。」という不安から、一時保護を躊躇することがある。このような場合、子ども自身に決断を求ることは、心理的負担を強いることになる。児童相談所職員は「児童相談所は、あなた（子どもの心身）の安全を確保するために、保護が必要と判断している。」という主旨を子どもに理解しやすい言葉で伝える。

一時保護所は安心して生活できる場所であることを伝え、集団生活のルールや子どもの権利擁護について子どもに説明、確認する。一時保護中は保育所や幼稚園、学校には通えないことを子

どもに説明する。また、保育所や学校等の担任の子どもへの面会は、子どもに安心感を抱かせることになるので、学校担任などに積極的に勧めることが望ましい。

参考 一時保護中の子ども・保護者への対応の留意点

○ 保護者への対応

- 職権による一時保護後、保護者が児童相談所の対応に関して苦情や子どもの引取り要求をしてくる場合でも、対応の枠組みは崩さないことを基本とする。

- ① 児童相談所は子どもを守る役割を社会から付与されていることを伝える
- ② あらかじめ面接の日時を決めて会う
- ③ 複数対応としチーム連携を心がける(110番通報が必要な事態に備え事務室で待機する)
- ④ 組織での対応であることを前面に出す('児童相談所としては…'と説明する)
- ⑤ 保護者が落ち着いているときに話し合う(飲酒時は会わない、興奮が冷めるまで待つ)
- ⑥ うそや安易な気休めは言わない('お答えできません'と言う)
- ⑦ 虐待なのか、そうでないのかではなく、事実や具体的な状況を聴き取る

- 職権による一時保護後の面会については、常に子どもの福祉を最優先して対応する。

また、保護者が一時保護に同意したとしても子どもの安心感、安全感が脅かされるような場合は、児童相談所の判断として面会、通信の制限を判断する。

ただし「子どもの意向により会わせられない」と伝えるのは不適切であり、あくまで子どもの福祉を優先する児童相談所の判断であると伝える。

- 児童福祉法第33条の2により、児童相談所長は一時保護(委託)中の子どもについて、親権者等がいても、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができるとされており、保護者はこれを不当に妨げてはならないとされている。

- 保護者による「不当に妨げる行為」があり、説明しても理解が得られない場合は、面会・通信の制限、接近禁止命令、親権停止・喪失・管理権喪失の審判請求等、必要な対応を行う。

(詳細は「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等の関係に関するガイドライン」参照)。

○ 一時保護後、暴力的なふるまいをする子

- 親からの理不尽な虐待行為にひたすら耐えてきた子どもが、一時保護所の生活の中で怒りをコントロールできずに爆発させることがしばしばある。素手でドアをぶち抜く、ガラスを割るなどの暴力行為や、自分がしてきた支配的な言動を職員やほかの子どもに向けることもある。
- 職員が一対一で向き合い、その子のつらさや悲しみに共感しながらも、暴力的・支配的な行動はあなた(子ども)のためにならないこと、何も生み出さないことを繰り返し伝える。自分の気持ちを言葉で表現するよう促していく。職員から肯定される体験を重ね、ケアされているという実感を持ち始める時期から、徐々に表情が和らぎ、子どもは言葉で表現するようになる。
- 小学生以上の子どもについては、怒りなどの感情をコントロールする方法について、職員と一緒に相談してあらかじめ決めておく方法も有効である。

5. 子どもが家庭復帰する場合の留意点

一時保護から家庭復帰させる場合の指導上の留意点は、施設退所の時の留意点と基本的に共通である。（☞本編P113 **重要！**参照）また、地域関係機関との連携については、第2章Ⅲ市町村と児童相談所の連携を参照のこと。

（1）家庭復帰に際して

令和元年改正の児童福祉法は、「児童の権利の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること」を都道府県の義務として定めている（児童福祉法第11条第1項第2号へ）。これについては、当然ながら、児童福祉施設入所等の措置を解除する場合も同様である。家庭復帰の際には、その条件として、児童相談所があらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導するとともに、保護者の主体的な問題解決に向かう意識を尊重するだけでは子どもの福祉が図れず、指導の枠組みを示す必要がある事例については、児童福祉司指導を活用する。父母宅ではなく、父母の実家の祖父母等による家庭引き取りとする場合もあるが、そのような場合には、父母と実家との関係については特に注意してアセスメントし、慎重に判断する姿勢が必要である。家庭復帰してからの子どものSOSの出し方なども検討する。

また、DV（父母間の支配・被支配関係）が疑われる家庭に復帰させる場合には、子どもの安全確保のためにも、父母の関係についても注意してアセスメントし、判断する必要があるとともに、児童福祉司指導等の活用など、家庭復帰後も保護者に指導等を行って接触の機会を保つことにより、父母の関係性等について把握できる状態とすることが望ましい。

（2）一時保護解除の判断

一時保護を解除して家庭復帰を行う場合には、子どもと保護者の各種診断結果を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関における援助体制を組織し、虐待の再発によって子どもの安全が損なわれる危険性が認められない、また保護者が子どもの安全について関係機関と協力して努力を進める、また何らかの問題が発生した場合には速やかに子どもの安全を確保できる体制が用意されていることを確認したうえで判断する。保護者によっては、子どもを早く引き取りたいために、虚偽の発言をする場合がある。保護者の発言を鵜呑みにせず、事実確認の調査を実施する。保護者が児童相談所との面接や子どもとの面会について、正当な理由なく遅刻やキャンセルする場合、電話連絡が取れなくなる場合などは、家庭復帰後の約束不履行が懸念されることに、留意が必要である。

在宅援助の方針を採用する場合は、虐待の程度が比較的軽微で、子どもの安全確認が継続的に可能であって、在宅により親子の関係修復や養育改善のための支援をすることが子どもの最善の利益にかなうと判断できる場合である一方で、家族の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が深刻化していたり、保護者が援助に対して拒否的になる場合も珍しくないことから、在宅による援助には常に危険性が伴う点に留意しなければならず、リスクマネジメントが適切に組み合わされていることが必要である。また、DV（父母間の支配・被支配関係）が疑われる場合において、被害を受けていると思われる者（DV被害者）に被害の自覚がない（希薄な）場合やもう一方に逆らえない状態にあると思われる場合、無気力にみえる場合などは、虐待する保護者に対抗して虐待の再発や深刻化

を妨げる者が家庭内に存在しないことを考慮した上で、リスクマネジメントを行う必要がある。

(3) 家庭復帰後の支援

家庭復帰後の支援においては、市町村や児童相談所が面接や訪問等の方法により、子どもや家族の状況を把握しつつ、保護者に適切な助言をすること、関係機関の協力を得ての情報共有、モニタリングを継続することが必須である。再発防止の観点からは、状況が変化を把握した場合はその時点で再度アセスメントを実施し、その結果をもとに、援助方針会議を開いて援助方針を再検討することも必要である。家庭復帰後の生活の中では、それまで顕在化していなかった課題やリスクが新たに現れる可能性があり、また、家族関係の変化や養育環境の変化は虐待の再発につながりやすい。そのため、家庭復帰から少なくとも6か月程度はとりわけリスクが高まる期間として認識し、家庭訪問や通所等を通じて、養育状況を把握するとともに、必要な援助を実施する。

また、DV（父母間の支配-被支配関係）が疑われる家庭に復帰させた場合において、被害を受けていると思われる者（DV被害者）に被害の自覚がない（希薄な）場合やもう一方に逆らえない状態にあると思われる場合、無気力にみえる場合などは、リスクが高い状態が長期間継続することを認識し、注意を払う必要がある。市町村や児童相談所は、虐待の再発・深刻化を防ぐために、子どもだけでなくDV（父母間の支配-被支配関係）についても継続して注意し、DV被害者への被害の自覚の促しやDV相談の勧奨等によりDV相談機関につなげるよう努めるとともに、状況に応じて、再度アセスメント等を実施し、援助方針を再検討することも必要である。なお、DV被害者及び子どもの安全確保のため、DV被害の自覚の促しや相談勧奨等を行う際は、DV加害者に知られないよう、十分留意する必要がある（一般的な留意事項等を事前に配偶者暴力相談支援センター等に確認しておく必要がある）。

6. 判定会議

(1) 判定の意義

判定は、相談のあった事例の総合理解を図るため、各診断担当者等の協議により行う総合診断であり、適切な援助の内容及びそれに関わる援助指針の作成と不可分の関係にある。判定は子どもを含む家族、所属集団全体を視野に入れ、当事者の問題解決能力や地域の支援体制等も考慮に入れて、援助方針案を作成する。判定は経過の中で修正の必要が生じる場合もあり、適宜再判定を実施する。一定期間以上保護した場合は必ず判定会議を経て、在宅か措置かなどの方針を決定する。施設入所、里親委託、一時保護児童の家庭復帰に関する援助方針案の決定については、事前の職種間カンファレンス等を経たうえで、判定会議の形式で行うことが望ましい。

(2) 判定の方法

判定は、児童福祉司・児童相談員等による社会診断、医師による医学診断、児童心理司による心理診断、児童指導員・保育士等による行動診断、その他の診断を基礎として、原則として関係者の協議により行う。これらの診断のうち、社会診断については、場合により、弁護士の意見を反映したものであることが望まれる。施設入所を検討する際には、施設種別などについてもそれぞれの専門職間で十分に意見を出し、協議することが重要である。